

此一冊者後成恩寺殿所修也自
常德院殿依所所望被進之則以清為跡平
寫之畢

大永七年十月四日

藤原道判

右文明一統記以伊勢貞丈立原萬伊下維磐藏本授合畢

樵談治要

同

一神哉うやまふへと事

我國も神國也天にけりけりて後々神七代地神
五代あひはる神ひくより川のあつてなりめ給
神り又君臣上下とて神の苗裔よめりてと
おとあへるをよりて百官代次なりとあつて神祇
出たり一也きり又議定し一也神定始とてと
少も先神社乃造造多祀乃無祀とてとてと
ふも建みる神哉うやまふへと也一年中たまり
二月四日新奉の祭りの始りけり祭りあへる

今ハ四度の幣として伊勢を拜宮へ玉氏ト部中臣
忌部の四姓乃ハ公儀あてられてとりわけ兼目法
律事ありて厳重代系也代々の事主ハ神代
我ハ月日あめといふ人ハ神代ハ万民の事主といふ
とあるハ成はるゝ也也神明を由緒あると
とはうけるも次天ハ百神乃主也と云はる國
の神祇ハ一人ハいふと云ふハ次天ハ主也
大將軍とありて一諸王乃神社も又そはる國
司守護地ハ其屬一給へるふりて新嘗祭の二千
餘戸とて國司よりあつた也又神ハ我ハ孫乃系と

もあらはるゝを流るゝとて法社の系の後ハ神の
御子孫と云ふハひらりなる石清水乃後ハ
海家の人玉日の後ハ香氏の野ハ菅氏とあり
らばまゝある時ハ他姓をもとめ也ハ所神靈と
ハいひて謀叛をあらうとせしむるといふとあり
公ハ何事やと云ふハみだりなる人の靈也
もつゝはるはるの事ハ和光靈跡乃神也
も海ハあつた也と云ふハ神といふハあつた也
の靈と云ふて神といふ神靈と云ふは也と云ふ
と此神乃あつた也と云ふは也と云ふは也と云ふ

爲て貴位ともなりあふべきやと云ふは
 福の博覧の概論と云ふものよき鬼の魂を
 不の道にすかつら痛と云ふこと魚りもあつた
 なると鄭の國は良霄といふ物あまほそせられて死
 あつたらぬ靈疫癘と云ふく人氏をとこりしこと
 子産といひ智恵の老ありて良霄うゑに害成るは
 素乃ても然たりと云ふ事ある所のいふ人と
 りともやとゆり又神の院宣といふ事昔より
 うりまけりや弘仁三年九月の官符母位異の
 聖人傳りと妖言の罪は法制なりと云ふは神宣の

あること成りて也近代の法皇の系中一帝微より
りてそむ討の社の造営なりてありけり久し
やそ討の神社よりしてそむ柁とれ十年の天下の
みゆきとありてそむ社の荒廢をりひるゝ系記
蹟迹はありて國のまゐりなりとする所の社
なりとて其徳を^鑑じ國のほろひなりとす
時を社なりとてそむとありて社なりとす
かへ何とてそむとありて社なりとす
ふりて社なりとありて社なりとす
いふこと成りて也近代の法皇の系中一帝微より

よの有りてありて社なりとありて社なりとす
をこひひるゝありて社なりとありて社なりとす
社なりとありて社なりとありて社なりとす
はありて社なりとありて社なりとありて社なりとす
社なりとありて社なりとありて社なりとありて社なりとす
とありて社なりとありて社なりとありて社なりとす
一佛法とありて社なりとありて社なりとありて社なりとす

それ仏法とはありて社なりとありて社なりとありて社なりとす
佛の法なりとありて社なりとありて社なりとありて社なりとす
うなりとありて社なりとありて社なりとありて社なりとす

其のあらざるも、^後負永の式目より或は國司領事の
うせしむる或は地頭士民の然替つてて其法のより
取替るゝに事なり其とありあられ穩便なりとてに
補とてても也又^後建武の法は守護職に上古の吏務
也國中は治官に職よりなるに器用は補をれは其の
義にあらざるも其に式条のよりあらしむるも
公人とてして其職に補とてはさうもみえざる
也や御事より事なり其あらるゝ上裁少なりとて人下
少もあらざるも其に其職とて他人の事なり其
押領一富より其に事なり其に其とてはさうもみえ
る

そのあらざるも、^後負永の式目より或は國司領事の
うせしむる或は地頭士民の然替つてて其法のより
取替るゝに事なり其とありあられ穩便なりとてに
補とてても也又^後建武の法は守護職に上古の吏務
也國中は治官に職よりなるに器用は補をれは其の
義にあらざるも其に式条のよりあらしむるも
公人とてして其職に補とてはさうもみえざる
也や御事より事なり其あらるゝ上裁少なりとて人下
少もあらざるも其に其職とて他人の事なり其
押領一富より其に事なり其に其とてはさうもみえ
る

無然乃らばりてあまほしき事なれどもや
は倫をい理れり海をてさうしめ給ふ
と云ふは順理なる事なりと云ふは
もの人おつて別で條の勸業とて
後思の忠勤とてあらん事なればや
一近習者なりと云ふ事なり

是は建武の十七ヶ條の中にもその
一は建武の十七ヶ條の中にもその
一は建武の十七ヶ條の中にもその
一は建武の十七ヶ條の中にもその
一は建武の十七ヶ條の中にもその

てをまゝとあつてまゝに練のつて
然るにそのつてまゝに練のつて
乃門中にも西料はなほの祖乃切は
不周なることありと云ふは直
然ある人といふことありと云ふ
て私にうりみえり人といふは
いさゝか人といふは和漢の文藝
ありといふは和漢の文藝ありとい
て然るはあつて人といふは和漢
あつてといふは和漢の文藝あり

[illegible][illegible]

西人侍り周乃代は成王と申す門の周公旦といひ
 ちとて西人めて國はあまゆりーと管叔蔡叔とい
 もあふとと二人ありて後養せし終りー成王
 敬とまうめして周公とちりせけれとそ時風
 何く世のあつとつーく好の國乃を中とちり
 ゆりーう成王の父武王乃病ー終ひー時命り
 うらんと周公れとちりるちひのま金縢乃書と
 以物をりてあはせられぬと忠ある人ありと
 二あふーうとそて後養せし終りー二人をい後と
 られーかく旬風とあふ代は成王の國乃を中とちり

かばまゆりー中侍りゆりあてあふとたぬーか
 侍ふ延喜の御門も時平乃おとけ後養せし終り
 管叔相乃御事もてとありー事も後養せし終り
 右左將の時保京平と京時う後養せし終りてあふ
 人をそんーあふととやとてあふ信りい景時そふ京
 平以下同封とあふととく後養せし終りてあふ
 志ゆりうるとあふ人乃あふととてい何れも後養
 せし終りてあふ人いりーとれをえ終りてい
 一是ふといふ老長く信りていふいふ
 昔の天下乃終りていふ後養せし終りてい

おさへいへいふとつりされん天照お神も始祖の法
 神也神初皇后神皇の女ありける名を神皇の八幡
 お菩薩代は母とてまうし神皇百歳をいふとせめあり
 しては東國はわづのり目出づる一すまひ也
 又推古天皇と女とて神のまのりひるひるひのひ
 時聖徳太子の治めし時七ヶ条の憲法をいふ
 多しとありしを^{二十代 四十代 四十代 四十代}皇極統元明元正孝謙の六代も皆女
 りてははれはれをいふとせめけるありし一すまひ也
 又漢の祖の后惠帝の母とて政をいふと
 せりはれはれのせめは則ち皇后とていふとせりは

中宗の母とて年々お世はまうしはれはれは宣
 仁皇后とてはれはれは神宗の母とてはれはれは
 りし天下の政道をいふとせめけるありしとせめける
 政とてはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 政とてはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 代母軍は母とてはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 りお神一はれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 してはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 二位殿の母とてはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは
 下知しはれはれは神宗の右大将の母とてはれはれは

為長郷といひ人よわきまう勢て天下れ政のそ
 ちげとちりり——と此二位尼の志とて也くして光明寺
 寺は開白の末子成通舎人といひ下——にたふよとちりり
 ちあつた宣旨とやの——ゆの七条の將軍が御とや
 ちも是也此將軍は代負永元年小六十一條の武官は
 ちこめ侍て今よりあるゆき武家たつとてたれるや
 ちも是は男女よりいひて下れる理よりかたはる政道
 の事補佐た力と合をとあひ給はんのりといふなり
 ちも人といひて是なり
 一天下主領の人あり威勢ありといふなり

人の威勢は善あるはつた——道理とされぬ人——
 ちらおそきて海に帰伏とてとも人無理なる
 の人いふゆめられ——とてあひあひけりいふ事ある
 三尺の利劔の箱の中とあはれとも人いふとあはれい
 ちられたるよく百里の外はあはれいふ事ある
 ちも——又猛虎は海にふちあはれいふ事ある
 ちも麒麟も角のうへふちあはれいふ事ある
 ちも——人いふ金といふ事と重人の威ありてたふ
 ちも——乃ち結ぶの地は人いふ威ありて威勢ありて威
 ちも——威勢といふ事とちられたる事と及なり

けりあるとていふ中にあるといふ少しも前兆と悔
取れやうとせうとせうとせうとせうとせうとせうと
乃道とせうとせうとせうとせうとせうとせうと
の照鑑とせうとせうとせうとせうとせうとせうと
強敵とせうとせうとせうとせうとせうとせうと
留事とせうとせうとせうとせうとせうとせうと
来とせうとせうとせうとせうとせうとせうと
り大將軍の可なり有へといふ人の中に及
もけり可也

推定を王道と読とていふは創より来り

急王者ははかりとていふは創より来り
おせし事ハハ大將軍の可なり有へといふ人の中に及
ハ端の國は治るる事とていふは創より来り
推談治要といふは創より来り

常徳院殿自筆御書

右此一冊一条殿御書也可秘と

文明十二年十二月六日

自御方御所撰被下也

又の四年七月五日

義寛 判

以下他本載義高

自大樹政道詮要可書進之由示給之間暫雖令斟酌
及度之有涉償役仍此一事書出之文明十二年七月
廿日進覽之奏者伊勢二郎左衛門尉也其後以涉役
示給云彼進准^{義政}后涉方之處有涉一覽彼復奏申
能之可被守此法之由彼仰之間一覽令視悉給之也
同若外類可書進之判出之付涉使令進進仇頗
可謂眉目者也

三國老人 判

此冊備請政弘朝臣仰量綱全寫之去也

長享元年仲秋日

槐下棠門 判

右此一帖申請 龍翔院御本書寫之於辟落

之誤者歷覽之覺人添削之矣

延德三年五月九日

律師宏盛 在判



右應談治要以橫田茂諸藏奉書寫以讀耕齋藏及流布印奉校合畢

羣書類從卷第四百七十六

文德二年九月
 人進
 文德二年九月
 人進

卷之六

